

漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊橋市水道事業給水条例（昭和33年条例第19号。以下「給水条例」という。）第26条、同条例施行規程（昭和34年水道局規程第1号）第17条、豊橋市下水道条例（昭和41年条例第41号。以下「下水道条例」という。）第17条、豊橋市地域下水道条例（平成11年条例第28号。以下「地域下水道条例」という。）第16条第1項の規定による使用水量又は排出量を算定するため、漏水等に係る減量水量の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用水量 給水条例第25条により算定された水量、下水道条例第17条及び第18条又は地域下水道条例第16条第1項に規定する水量をいう。
- (2) 実績水量 前年同期の使用水量を実績水量とする。ただし、前年同期において、使用者の世帯構成人員の増減、使用形態の変動、長期漏水、季節変動等により実績水量として認定できない場合は、前2月の使用水量等過去使用水量又は修理工事完了後における一定期間の日割計算で算出した水量とする。
- (3) 漏水量 使用水量から実績水量を差し引いた水量とする。
- (4) 見えない所の漏水 見えない所（地中埋設部、床下、壁中）で発生した漏水をいう。
- (5) 受水槽漏水 受水槽本体の故障により発生した漏水をいう。
- (6) 見える所の漏水 見えない所の漏水及び受水槽漏水を除く全ての漏水のことをいう。
- (7) 排出量 本条第1号に規定する使用水量のうち下水道管に流入す

る水量をいう。

(認定の対象)

第3条 豊橋市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、水道にあつては次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量の認定を行うことができる。下水道にあつては、次の各号のいずれかに該当する場合で、下水道管に流入していないと認めたときは、下水道条例第2条第2号に規定する公共下水道及び地域下水道条例第2条第1項及び第2項に規定する地域下水道で算定された使用水量の認定を行うことができる。

- (1) 使用者が恒常的に不在のため使用水量を計量できない場合
- (2) メーターの損傷等で使用水量を正確に計量できない場合
- (3) メーターボックスの上の移動不可能な重量物その他の障害物のため、使用水量を計量できない場合
- (4) 管理者がメーターの異常回転があつたと認めた場合
- (5) 見えない所の漏水
- (6) 受水槽漏水
- (7) 管理者が行う配管工事等に伴う濁水放流
- (8) 災害等（災害対策基本法第2条第1号に定める災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ばず被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害並びに下水道にあつては家畜伝染病予防法第2条第1項で定められた伝染病疾患をいう。）による場合

(認定水量の基準)

第4条 管理者は、前条第1号から第4号までに該当する場合は実績水量をもって使用水量とみなす。前条第5号から第7号までに該当する場合は別表の基準により減量水量を認定する。ただし、前条第8号に該当する場合は、管理者及び関係各所と協議のうえ決定する。

(認定の対象期間)

第5条 第3条第5号及び第6号に該当する場合の認定対象期間は、漏水修理完了日以前1年以内とし、認定月数は4月を限度とする。

(減量認定申請等)

第6条 第3条第5号及び第6号に該当する減量認定の適用を受けようとする者は、漏水修理完了日以後1年以内に漏水等による使用水量減量認定申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の内容を審査し、減量認定をした者には漏水等による使用水量減量認定決定通知書(様式第2)を、非該当とした者には漏水等による使用水量減量非該当決定通知書(様式第3)を速やかに申請者に通知するものとする。

(減量認定の取消)

第7条 管理者は、前条第2項に規定する減量の決定を受けた者が、虚偽の申請、その他不正な方法により決定を受けた場合は、決定を取り消し、決定通知前の使用水量とすることができる。

(減量認定の適用除外)

第8条 管理者は、次の各号に該当する場合は、減量認定の適用から除外することとする。

(1) 見える所の漏水

(2) 漏水量が2月で10 m³に満たない場合

(3) 漏水修理完了日以後1年以上を経過した場合

(4) 漏水修理が豊橋市指定給水装置工事事業者により施工されなかった場合。ただし、給水装置の軽微な変更又は給水装置の構造及び材質が水道法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していると確認された場合を除く。賃貸物件における漏水及び受水槽漏水についても同様とする。

(5) 使用者が故意に給水装置を破損し漏水した場合

(6) 漏水修理工事の施工不良が原因で漏水した場合。ただし、完了後1年以内の漏水に限る。

(7) 漏水箇所にかかわらず、1年以内に漏水修理工事が施工された受水槽が漏水した場合

(8) 不正工事により漏水した場合

(9) 使用者が善良な管理注意義務を怠って漏水した場合

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱(水道)等の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱(水道)(平成13年4月1日)

(2) 漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱(下水道)(平成13年4月1日)

(経過措置)

3 修理工事完了日が施行日前までのものについては、漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱(水道)及び漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱(下水道)によるものとする。

4 施行日以降に、漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱(水道)及び漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱(下水道)の様式により提出された漏水等による使用水量減量認定申請書は、当分の間、なお使用することができる。

別表

漏水等原因	減量内容					
見えない所の漏水	<p>水道は漏水量の2分の1、下水道は漏水量の全量を減量する。</p> <p>ただし、漏水量に1 m³未満の端数を生じたときは、これを切上げる。</p>					
受水槽漏水	<p>漏水量の2分の1を減量する。</p> <p>ただし、漏水量に1 m³未満の端数を生じたときは、これを切上げる。</p>					
濁水放流 (1時間につき)	口径	13mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm
	放流量	1.0 m ³	1.5 m ³	2.0 m ³	3.0 m ³	5.0 m ³

様式第1（第6条関係）

漏水等による使用水量減量認定申請書

年 月 日

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 宛

申請者 住 所
氏 名
電 話 （ ） -

1. この度、下記の設置場所において漏水が判明し、修理が完了しましたので、漏水等による使用水量の減量を申請します。

お客様番号	
給水装置設置場所 (物件名等)	豊橋市
使用者氏名	

2. 漏水修理内容は下記のとおりです。(修理業者記入欄)

修理完了日	年 月 日
修理後指針	. m ³ (小数点以下まで記載してください。)
漏水箇所	<p>《漏水場所》 ※レ点を付けてください。 <input type="checkbox"/> 地中埋設部 <input type="checkbox"/> 床下 <input type="checkbox"/> 壁中 <input type="checkbox"/> 受水槽本体</p> <p>《具体的な修理箇所》</p> <p>《具体的な修理内容》</p>
修理業者	<p>住所 名称 (担当者)</p> <p>(豊橋市指定給水装置工事事業者コード番号)</p> <p>電話番号</p>

※自己修理された場合又は豊橋市指定給水装置工事事業者でない者が施工した場合は、交換器具等購入の領収書又は工事事業者の領収書及び修理前後の写真を添えて提出してください。具体的な漏水箇所、修理箇所、修理内容がわかるようにしてください。

※1年以内の同一箇所での漏水減量認定はできません。

漏水等による使用水量減量認定決定通知書

年 月 日

〒

様

（お客様番号 :)

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道局長

印

年 月 日付けで申請のありました漏水等による使用水量減量認定について、下記のとおり決定しましたので、漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱第6条第2項の規定により通知いたします。

記

給水装置設置場所 (物件名等)	豊橋市		
使用者氏名			
減量月			
	水道料金	下水道使用料	合計
検針時水量 及び料金	m ³ 円	m ³ 円	m ³ 円
減量水量 及び料金	m ³ 円	m ³ 円	m ³ 円
減量認定水量 又は 請求金額	m ³ 円	m ³ 円	m ³ 円

様式第3（第6条関係）

漏水等による使用水量減量非該当決定通知書

年 月 日

〒

様

（お客様番号 :)

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道局長

印

年 月 日に申請のありました漏水等による使用水量減量認定について、下記の理由により非該当となりましたので、漏水等による使用水量の認定に関する取扱要綱第6条第2項の規定により通知いたします。

記

理由	
----	--